(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書についての意見の概要と事業者の見解

令和2年7月

株式会社 瀬戸ウィンドヒル

目 次

第	1	章 項	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
	1.	環境	竟影響評価方法書の公告及び縦覧	1
		(1)	公告の日	1
		(2)	公告の方法	1
		(3)	縦覧場所	2
		(4)	縦覧期間	2
		(5)	縦覧者数	2
	2.	環境	竟影響評価方法書についての説明会の開催	3
		(1)	公告の日及び公告方法	3
		(2)	開催日時、開催場所及び來場者数	3
	3.	環境	竟影響評価方法書についての意見の把握	4
		(1)	意見書の提出期間	4
		(2)	意見書の提出方法	4
		(3)	意見書の提出状況	4
第	2	章	環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する事	業
者	0)	見解	L	5

第1章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第7条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書(以下「方法書」という。)を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して1か月半の間(自主期間2週間を含む)縦覧に供した。

(1)公告の日

令和2年4月24日(金)

- (2)公告の方法
 - ① 日刊新聞紙及び県報による公告 令和2年4月24日(金)付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

[別紙1参照]

- ・愛媛新聞(日刊)
- 愛媛県報 (第 99 号)
- ② 地方公共団体の広報誌によるお知らせ 以下の広報誌とともに折込チラシを配布した。

[別紙2参照]

広報いかた

令和2年5月号 (No.182)

③ インターネットによるお知らせ 以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

[別紙3参照]

事業者ホームページ

http://www.seto-windhill.co.jp/

(3) 縦覧場所

自治体庁舎4か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

① 自治体庁舎

- •愛媛県県民環境部環境局環境政策課(愛媛県松山市一番町四丁目4番地2)
- ·伊方町役場 本庁舎 (愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番 1)
- ·伊方町役場 瀬戸支所 (愛媛県西宇和郡伊方町三机乙 3003 番地 6)
- •伊方町役場 三崎支所(愛媛県西宇和郡伊方町三崎 692 番地)

② インターネットの利用

「別紙3参照]

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。 http://www.seto-windhill.co.jp/

(4) 縦覧期間

令和2年4月24日(金)から令和2年5月29日(金)までとした。 いずれも土・日曜日、祝日を除く開庁時とし、インターネットは縦覧期間中常時アクセス 可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数 (意見書箱への投函者数) は1名であった。

(内訳) 愛媛県県民環境部環境局環境政策課 0名

伊方町役場 本庁舎 1名

伊方町役場 瀬戸支所 0名

伊方町役場 三崎支所 0名

(6)地区回覧者数

(内訳) 大江地区 37名

志津地区 12名

川之浜地区 69名

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、当社は方法書の記載事項を周知するための 説明会を開催した。

(1)公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

新型コロナウィルスの感染拡大防止が求められる状況であったため、環境影響評価法第7条の2 第4項の規定を踏まえ、方法書説明会の開催を自粛した。なお、縦覧期間中に、方法書の記載事項を周知するため、関係地域において『「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境評価方法書」あらまし』の回覧を実施した。

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙 4、5 参照]

(1)意見書の提出期間

令和2年4月24日(金)から令和2年6月15日(月)までの間 (縦覧期間及びその後2週間とし、郵便受付は当日消印有効とした。)

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 当社への郵送による書面の提出

(3)意見書の提出状況

意見書の提出は5通、意見総数は56件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要と これに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、当社に対して環境の保全の見地から提出された意見は56件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表 2-1 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

(意見書1)

		1/
No.	意見の概要	事業者の見解
1	コウモリ類について	
	欧米での風力発電アセスメントにおいて,最も影	貴重なご意見ありがとうございます。ご意見の内
	響を受ける分類群としてコウモリ類と鳥類が懸念さ	容は要約いたしません。
	れており (バット&バードストライク), その影響評	
	価等において重点化されている.	┃ 1. 準備書以降の手続きにおいても、コウモリ類の専┃
	国内でもすでに風力発電機によるバットストライ	門家へのヒアリングを実施する予定です。
	クが多数起きており、不確実性を伴うものではなく、	
>	確実に起きる事象と予測して影響評価を行うべきで	2. コウモリ類の調査は通常は春、夏、秋の3季につ
1	ある.	いて実施しますが、専門家のご意見を踏まえて、
	このことを踏まえて環境保全の見地から、本方法	冬季についても実施し、4季の生息状況を把握す
	書に対して以下の通り意見を述べる.	ることとしました。しかしながら、調査期間につ
	なお,本意見は要約しないこと.	いてはいただきましたご意見を踏まえて検討い
		たします。
	1. 方法書の段階でコウモリ類についてのヒアリング	
	を行ったことは評価される.	3. 既設の風力発電施設における死骸探索調査は、1 名
	2. P230 においてコウモリ類の専門家が「音声モニタ	は生物分類検定2級以上または同等以上の知識と
	リング調査は通年で実施すること」と助言した調	経験がある調査員が調査を実施致します。また、
	査期間(12か月)を「春,夏,秋,冬に各季1か	死骸探索調査で確認されたコウモリの死骸は位
	月の連続測定を行う」と調査期間をわずか4か月	置等を記録して冷凍し、専門家へ同定を依頼する
	に減らした理由を示すこと.	予定です。
	3. 死骸探索調査は少なくとも1名は生物分類検定2	
	級以上または同等以上の知識と経験がある調査	4. 準備書においては、得られた既設風力発電施設に
	員が実施する必要がある. 死骸探索調査員の同定	おけるコウモリ類の死骸探索調査結果と音声モ
2	能力の基準を示すこと.	ニタリング調査結果を基に、飛翔頻度とストライ
	4. 準備書においては、既設風力発電施設におけるコ	クの関係性を示せるよう検討します。
	ウモリ類の死骸探索調査結果と音声モニタリン	
	グ調査結果による飛翔頻度とストライクの関係	5. 今後の手続きにおいてもコウモリ類の専門家の指
	を示すこと.	導を仰ぎ、コウモリ類の調査について十分な経験
	5. 今後はコウモリ類の専門家の指導を仰ぎ、コウモ	と知識を持った者による適切な調査、予測評価を
	リ類の調査について十分な経験と知識を持った	行い、必要に応じて保全措置についても検討しま
	者による適切な調査、予測評価、保全措置を行う	す。
	必要がある.	

	(恵見書	2)
No.	意見の概要	事業者の見解
2	私は近い将来伊方町へ移住を予定している者で	貴重なご意見を頂きましてありがとうござまい
	す。	す。
1	(既に家は用意しています。)	
		ご指摘の通り、風力発電機を新たに建設する事で、
	風車を遠くから眺めているだけでは、わからなか	環境への影響は避けられませんが、土地の改変量は
1	ったことが近くへいくことでいろいろ見えてきまし	ダムなどに比べ非常に小さい為、その影響は限定的
	た。	であり、発電に化石燃料を使用しない為、地球温暖化
	この風車を作ることで大規模に自然環境がこわさ	の原因である二酸化炭素(温室効果ガス)の削減効果
	れたのだと、そこにいた動植物、生物はどこにいった	も期待できます。
	のか?	
1		本計画は新たな風力発電所を新設するのではな
1	風車は自然からエネルギーを生み出す。	く、既設の風車を撤去し、新たな風車を同じ場所もし
	今までのエネルギーの代替になる大切なものであ	くは近傍に建設する計画です。
	るといわれています。	新たな風車は、既設の風車よりも大きくなります
	しかし自然からエネルギーを生みだし恩恵、利益	が、基数が既設の 11 基から 4 基に半減するもので
	を受けているのは人間だけではないでしょうか?	す。
	住む場所、エサを奮われ被害を受けている生物は	この為、本計画による環境影響の大幅な悪化は無
	大勢います。そしてその生物の苦しみの上に人間の	いものと考えておりますが、建設にあったっては、事
	生活が成り立つ。 これはこれからの地球の生き方に反していくと思	前に環境への影響を十分調査、予測、評価し、動植物の生態系や景観等の環境影響が最小限となるよう検
	います。	対・計画を実施してまいります。
	v'まり。 すべては共存共栄できる世界を目指さないと、成	1 1 1 回を天旭してよいりより。
	り立たなくなるはずです。	- 各地で反対運動がおこっていることは仄聞してお
	7 12 12 13 13 13 1 2 7 0	りますが、20年近く前の当地で新しい風力事業の立
	例えばまず人間が使うエネルギーを減らしてい	ち上げ時、およびこの17年間の運用期間においても、
		当方事業におきましては、地域住民の皆さまからク
	または、自然破壊せずに作れるエネルギーを見つ	レームや反対意見を頂いたことは御座いませんでし
	ける。etc…	120
1	こういう企業が出てきてくれれば多くの人達に支	今後も、地域住民の皆様の御意見を伺いながら、計
1	持されるのではないでしょうか?	画を進めさせていただきたいと考えております。
		また、地球温暖化防止のみならず、地域保守関連雇
	貴社だけでなく多くの企業、会社が風車を増設し	用の維持や、可能な限りの地域利便性向上への貢献
	ようとしていますが地元でも反対運動がおこってい	も果たし、地域住民の皆さまに親しまれるような風
	ます。	車事業を目指しております。
	せめて、今ある風車は出力規模を大きくすること	1 2 2 2 2
	なく、できれば縮小へもっていって欲しいと願いま	
	す。	

3.7	(意見書	
No.	意見の概要	事業者の見解
3	本意見書の内容は要約しないこと。貴社が要約す	意見書の内容は要約することなく、全文公開いた
	ることにより、貴社の作為が入る恐れがある。	します。
4	1. バットストライク調査の調査頻度1	
	既設風力発電所におけるバットストライク調査	バットストライク調査 (死骸確認調査) の調査頻度
	(死骸確認調査)の調査頻度は月2回では全く不足	は各月2回程度実施することとしておりますが、建
	である。スカベンジャーによる持ち去り、アリ類によ	設後もメンテナンス時に適宜周囲を確認し、必要に
	る地中埋め等により、コウモリ類の死骸は3日程度	応じて追加調査を実施の上、要すれば運用面での対
	で発見できなくなる。そのことは重昆達也ほかによ	策も含め検討を実施いたします。
	り 2019 年の哺乳類学会 2019 年度大会時にタイトル	ご教示いただきました日本哺乳類学会の講演につ
	「やっぱり風力発電所はコウモリ類を殺してい	いても参考にいたします。
	る!」として発表済みである。2019年の日本哺乳類 学会講演要旨集を至急確認し、発表者に対して適切	
	子云神仭安自朱を主忌惟祕し、光衣有に刈して適切 な調査頻度をヒアリングすること。	
5	2. バットストライク調査の調査頻度2	
υ	2. ハッドヘドノイク調査の調査頻及2 既設風力発電所におけるバットストライク調査	 バットストライク調査 (死骸確認調査) の調査頻度
	(死骸確認調査)の調査頻度は月2回では全く不足	- ハッドヘドノイク調査(死骸帷記調査)の調査頻及 - は各月 2 回程度実施することとしておりますが、建
	である。スカベンジャーによる持ち去り、アリ類によ	は行力 4 回程及天施りることとしておりよりが、歴 設後もメンテナンス時に適宜周囲を確認し、必要に
	る地中埋め等により、コウモリ類の死骸は3日程度	- 版後もグラブランス時に過せ出西を確認し、必要に - 応じて追加調査を実施の上、要すれば運用面での対
	で発見できなくなる。このため適切な調査頻度とは1	策も含め検討を実施いたします。
	週間に2~3回の頻度が必要である。月2回ではコウ	THE COLUMN TE OST IS
	モリ類の衝突頻度が正確に把握されず、既設風力発	
	電施設での被害実態から予測する環境影響評価は意	-
	味を持たない。	
6	3. バットストライク調査の調査期間	F2
	当該地域におけるコウモリ類の重要な活動時期は	既設風力発電機のバットストライク調査(死骸硝
	不明であることから、バットストライク調査(死骸探	認調査) は専門家の意見を踏まえて、通年で実施する
	索調査)の調査時期は春、夏、秋の3季ではなく、コ	計画です。
	ウモリ類の活動期間全期を通じて実施すること。3季	4
	に限定する必要はない。毎月やればいいだけだ。な	
	お、専門家ヒアリング(p230)により専門家等(大学教	
	授 専門分野:コウモリ類)は冬季の飛翔にも言及し	
_	ていることから、必ず通年で実施すること。	
7	4. バットストライク調査の記録方法とデータの補正	/B > 1, > > 1> > L3m -+ / B+ //m -+> or
	当該地域のような地形および植生の場合、バット	得られたバットストライク調査 (死骸探索調査) の
	ストライク調査(死骸探索調査)を実施しても必ず踏	結果を基に、いただきましたご意見も参考に、専門家
	査不能範囲(地形や工作物のため)あるいは死骸発見 困難範囲(植生のため)が生じるはずだ。ブレード先	ヒアリングを実施した上で適切な取り纏め及び予測 を実施いたします。
	端を半径とする範囲内でバットストライク調査を実	を关心がたします。
	施するとあるが、踏査不能範囲あるいは死骸発見困	
	難範囲を必ず記録し、調査が可能だった範囲におけ	
	る死骸発見数から、タワー毎の正しい被害発生率を	
	補正して求めること。当然ながら発電機タワー毎の	
	踏査可能範囲の割合を%で準備書に示すこと。	2
8	5. 廃坑等の分布調査の努力目標が不明である	4
	専門家ヒアリング(p231)の専門家等(民間団体	■ ねぐらとして利用される可能性のある廃坑跡や¾
	専門分野:鳥類及びコウモリ類)の指摘を受け、「ね	穴等の情報については、関係機関及び専門家のご記録
	ぐらとして利用される可能性のある廃坑跡や洞穴等	見を踏まえて把握します。
	の位置の情報の収集に努める」(p262)とあるが、「努	
	める」では努力目標が不明である。廃坑跡や洞穴等の	
	正確な分布図を必ず作成し、それぞれの廃坑跡や洞	a , ,
	穴等における通年のコウモリ類の利用状況 (利用種、	
	個体数、出産哺育や冬眠利用の有無等)を把握し、準	***
	備書に示すこと。また、当然ながらそれらの廃坑跡や	
	洞穴等を利用するコウモリ類に対し、本事業計画が	
	じのトられ以郷ナガボ中のふてして子湖 部焦し / ロ	
	どのような影響を及ぼすのか正しく予測・評価し、保	
	全措置を講ずること。	

9 6. オヒキコウモリの調査が行われないのは問題である

専門家ヒアリング(p231)の専門家等(民間団体 専 門分野:鳥類及びコウモリ類)は当該地域にオヒキコ ウモリ (環境省レッドリスト 2019:WU、愛媛県レッ ドデータブック:DD)が生息している可能性に言及し ている。にも拘わらず、本方法書にはオヒキコウモリ の分布と現況を把握するための調査が一切含まれて いない。これは(株)日本気象協会の手抜きである。 オヒキコウモリがねぐらとしている可能性のある自 然崖・海岸崖・人工構造物の分布図を整理し、本事業 予定地との地理的関係性を準備書に示すこと。オヒ キコウモリは広域を飛ぶコウモリ類であることか ら、予め設定した「調査範囲」に捉われることなく、 自然崖・海岸崖・人工構造物との地理的・距離的関係 の整理が必要である。当然ながら、それら自然崖・海 岸崖・人工構造物におけるコウモリ類の利用実態に ついては詳細に調査し、本事業計画がどのような影 響を及ぼすのか正しく予測・評価し、保全措置を講ず ること。

「環境アセスメントデータベース」(環境省)に掲載されている分布情報を参考に文献を収集し、オヒキコウモリが確認されたコロニーやねぐらの位置を把握します。コウモリ類音声モニタリング調査の結果、オヒキコウモリのエコロケーションが記録された場合には、確認されたコロニーやねぐらから対象事業実施区域までの位置関係を踏まえて、改めて専門家のヒアリングを実施し、適切に予測・評価を行い、必要に応じて保全措置を講じます。

7. コウモリ類の音声モニタリング調査は通年で実施 する必要がある。コウモリ類の音声モニタリング調 査は「春、夏、秋、冬に各季1か月の連続測定を実施 する」(p264)とあるが、当該地域におけるコウモリ類 の重要な活動時期については予備情報が存在しな い。しかも、専門家ヒアリングにより冬季にも活動し ている可能性が指摘されている訳だから(p230)、コ ウモリ類の活動期間は12か月に及ぶ可能性がある。 にも拘わらず本方法書の内容はそのうちの 4 か月間 しか調査をしないという手抜きぶりである。当該地 域におけるコウモリ類の春の渡り、出産哺育に向け た集合期、秋の渡り、冬眠に向けた集合期等を把握す るためには (それぞれの時期は当該地域の場合予備 情報が存在しない)、各季1か月の4季調査では不十 分であり、通年の音声モニタリングが必要である。 (株) 日本気象協会はその程度の努力はすること。

コウモリ類の調査は通常は春、夏、秋の3季について実施しますが、専門家のご意見を踏まえて、冬季についても実施し、4季の生息状況を把握することとしました。しかしながら、調査期間についてはいただきましたご意見も踏まえて検討いたします。

8. コウモリ類の音声モニタリング調査の結果は専門家に精査してもらうこと。コウモリ類の音声モニタリング調査の結果は準備書に掲載する前に専門家に精査してもらい、結果に不備がないか精査してもらうこと。ここで言う専門家とは、地域のコウモリ類相に詳しいだけの専門家ではなく、コウモリ類の音声モニタリングに精通・熟知した専門家のみを指す。

11

コウモリ類の音声モニタリング調査の結果は準備書に掲載する前にコウモリ類の音声モニタリングに精通・熟知した専門家へヒアリングを実施し、得られたデータについても精査していただく予定です。

12 9. コウモリ類の音声モニタリング調査からはブレー ドへの衝突頻度を求めること

得られたコウモリ類の音声モニタリング調査結果を元にブレードへの衝突頻度を算出する手法は確立されていないとの認識です。得られた調査結果を基に風況データとの相関関係について検討いたします。専門家へのヒアリングを実施し、適切な予測・評価方法について検討いたします。

13 10. コウモリ類の音声モニタリング調査の結果とまったく乖離した予測・評価は見飽きた

なぜ、(株) 日本気象協会は、コウモリ類の音声モニタリングを率先して先進的に導入しておきながら、その得られた結果とは著しく乖離した予測・評価を繰り返すのだろうか?準備書の保全措置では、コウモリ類が活発に活動する時期および時間帯における、低風速時のブレードフェザリング(回転停止)と、カットイン速度の高速側へのシフトによる保全措置を期待している。コウモリ類のストライク被害の軽減を真に目指すこと。

現地調査の結果、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

14 11. 経産省環境影響評価顧問会や愛媛県環境影響評価委員会にもお願いをする

風力発電所建設において、バットストライク被害を軽減するためには、コウモリ類が活発に活動する時期や時間帯に限って、低風速時のブレードフェザリング(回転停止)とカットイン速度を高速側にシフトするしかない。ヨーロッパでもアメリカでもそれが保全措置として当たり前に導入されている。なぜ日本だけそれができないのか? コウモリ類が活発に活動する時期と時間帯だけでいいのである。ぜひ各種委員会のみなさまにはご懸命な判断を頂き、要請や県知事意見を提出して頂きたい。

現地調査においては、コウモリ類音声モニタリング調査を実施いたします。その現地調査結果を踏まえ、海外の保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

12. 新型コロナ禍の今、コウモリ類を捕獲しないこと 新型コロナウィルスが人間以外の哺乳類にも感染 することが報告されている。IUCN(国際自然保護連 合)はコウモリ類の捕獲調査とねぐらへの立ち入り を自粛する声明を出したばかりである。本事業計画 においても、環境影響評価の手続きにおけるモン リ類の捕獲調査は当面延期すること。強調しており が、コウモリ類の捕獲調査やねぐら調査は、環境影響 評価において必須であることから必ず実施すること。但し、新型コロナ禍が収まり、コウモリ類への影響がはっきりするまでは延期すること。簡略化もしないこと。すなわち環境影響評価の手続きそのもの を延期すること。

捕獲調査は新型コロナウィルスの感染状況を鑑みて、専門家へのヒアリングを踏まえて、実施可否を判断します。また、捕獲を実施する場合は、以下のような感染防止対策を講じます。

- ・発熱などの症状がある場合や社内・家族に発症者 がおられる場合は調査に参加しない。
- マスクを装着する。
- ・手の洗浄後、消毒した手袋をする(噛まれないためにも必要)。
- ・洞窟内の調査では、1日1ヵ所に限り、衣類や靴 (長靴)の消毒を行う。

┃13. 違法所有のかすみ網は使用しないこと

15

16

捕獲調査にはかすみ網を使用するとあるが (p266)、(株) 日本気象協会は下請け調査会社に対して、それら下請け調査会社が違法に所有するかすみ網を使用させないこと (違法に所有するかすみ網とは、捕獲許可証の有効期限が切れているにも関わらず所有しているかすみ網。あるいは有効期限が切れた履歴のあるかすみ網を指す)。「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (鳥獣保護法)」を厳守すること。準備書には、使用したすべてのかすみ網について、購入履歴と捕獲許可証が切れた履歴がないことを示すこと。履歴についてはかすみ網毎の捕獲許可証のコピー(かすみ網購入後のすべて)を準備書に明示すること。

かすみ網を使った捕獲調査は環境省の捕獲許可が 必要であり、許可申請時にかすみ網の購入先、購入時 期等を明示する必要がございます。環境省の捕獲許 可証を取得した上で捕獲調査を実施しています。

17 14. コウモリ類の安全性に配慮をした捕獲調査を実施すること

捕獲調査にはかすみ網及びハープトラップを使用するとあるが (p266)、コウモリ類の安全性に最大限に配慮した捕獲調査を実施すること。かすみ網の使用に際しては傍らに調査員を常駐させ、コウモリ類が捕獲されたら速やかに取り外すこと。ハープトラップについても 1 時間ごとに見回り、捕獲されたコウモリ類を速やかに回収すること。捕獲されたコウモリ類の同定・計測時には麻酔は行わないこと。同

かすみ網及びハープトラップを使った捕獲調査 は環境省及び各都道府県の知事の許可が必要になり ますが、許可証を取得する際にコウモリ類の個体の 安全性への配慮についても審査を受けた上で許可証 を取得しております。

		(番は削り ンの配合)
	定・計測したコウモリ類は、写真撮影後都度速やかに	
	放獣すること。捕獲調査の日の出前まで実施すると	-
	あるが、日の出1時間前までに放獣を完了すること。	
	準備書には捕獲開始から、最終放獣までの時間を明	
	示すること。	
18	15. 捕獲機材毎の捕獲結果を整理して示すこと	
	捕獲調査にはかすみ網及びハープトラップを使用	準備書には機材の設置状況、調査日数について明
1	するとあるが (p266)、準備書には捕獲地点毎に設置	記いたします。また、捕獲調査地点ごとにコウモリ類
	したかすみ網の設置張り数およびハープトラップの	の捕獲結果をお示しいたます。
1	設置基数、それとそれぞれの調査晩数を明示するこ	_
	と。また、当然ながらかすみ網とハープトラップそれ	
	ぞれでどのようなコウモリ類が捕獲されているか明	
	確にわかるように準備書には示すこと。	
19	16. 捕獲調査では捕虫網や手取りによる捕獲は行わ	
	ないのか?	
	通常コウモリ類の捕獲調査では、かすみ網、ハープ	主にかすみ網、ハープトラップによる捕獲を計画
	トラップ、捕虫網および手捕りを申請するものだが、	しておりますが、状況に応じて捕虫網及び手捕りに
	捕虫網や手取りで捕獲をする努力はしないのか?	よる捕獲を実施する場合もございます。
20	17. コウモリ類の捕獲時には繁殖状況についても記	ž' '†
	録すること	
	コウモリ類を捕獲した場合には、種名、性別、前腕	コウモリ類を捕獲した場合には、繁殖状況につい
	長、体重等について記録するとあるが(p266)、繁殖状	ても記録し、妊娠したメス、授乳中のメス、当歳獣
8	況についても必ず記録し、準備書にその結果を明示	が捕獲された場合には、付近に出産哺育コロニーが
	すること。特に妊娠したメス、授乳中のメス、当歳獣	存在する可能性が高いと考えられることから、近傍
	が捕獲された場合には、それらがどこで出産哺育を	の出産哺育コロニーになりうる可能性のある場所を
	しているのか必ず場所を解明すること。また、特に妊	探索するとともに、その捕獲結果、出産哺育コロニ
	娠したメス、授乳中のメス、当歳獣が捕獲された場合	一の調査結果を踏まえた上で、適切に予測・評価を
	には、付近に出産哺育コロニーが存在する可能性が	行い、必要に応じて環境保全措置を講じます。
	極めて高いことから、それらに対して本事業計画が	114 CARACTOCKSUNILIEE CIPTOR)
	どのような影響を及ぼすのか正しく予測・評価し、保	
1	全措置を講ずること。	91
21	18. 捕獲機材の規格を事業者見解に明示すること	
"	捕獲調査に使用する機材の規格を事業者見解に示	│ │ かすみ網及びハープトラップを使った捕獲調査は
	すこと。機材の製造・販売メーカーはもちろんのこ	環境省及び各都道府県の知事の許可が必要になりま
	と、かすみ網については1枚毎の長さ、幅、メッシ	すが、許可証を取得する際に捕獲調査機材の詳細に
	ユ幅、さらに設置した際の高さ、捕獲を想定している	一ついて明示し、捕獲を想定している種についても記
	種について述べること。ハープトラップについても	載することとなっております。これらの許可証を取
	高さ、幅、設置高、捕獲を想定している種について述	得した上で捕獲調査を実施します。高空を飛ぶタイ
	べること。言うまでもないが、かすみ網とはハープト	一プのコウモリ類を捕獲できるよう入念な捕獲計画を
1	ラップでは捕獲しにくい高空を飛ぶタイプのコウモ	立案いたします。
1	リ類の捕獲をするものである。高空を飛ぶタイプの	立来でたしよう。
1	コウモリ類は、風力発電所事業においてはハイリス	
	ク種であることから、確実に捕獲できるよう入念な	
	ク惺じめることから、惟美に冊渡じさるよう八心な 捕獲計画を立案すること。	
90	19. 越冬期の捕獲調査は絶対に行わないこと	
22	19. 越冬期の捕獲調査は杷州に11んないこと 本方法書では、捕虫網や手取りでのコウモリ類の	 コウモリ類の捕獲は主にかすみ網、ハープトラッ
	本方伝書では、捕虫網や手取りでのコリモリ類の 捕獲は行わないと書いてあるが、哺乳類のフィール	プレモリ類の捕獲は主にかりみ禍、ハーノトノツ プによる捕獲を計画しております。かすみ網及びハ
	捕獲は行わないと書いてめるか、哺乳類のノイール ドサイン調査時にコウモリ類に出会うこともあるだ	→ こよる捕獲を計画してわりまり。 かりみ柄及びへ ープトラップを使った捕獲調査は環境省及び各都道
	トサイン調査時にコリモリ類に田会うこともめるに ろう。越冬期の捕獲は厳禁とし、写真撮影なども含め	
	■つつ。越冬期の惟熳は敵祭とし、与县俶影なども宮め!	府県の知事の許可が必要であり、許可期間、調査回数
		佐ょ沈みこんでしてたみ 4の電大吐に揺落ユファ
	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。	等も決められているため、他の調査時に捕獲することはデギンナル/ オキ 欠点提覧などは合めて名服
		とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠
- 00	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。	
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。 コウモリ類の専門家への意見聴取を行った上で、
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で も林内でも捕獲調査は厳に慎まなければならない。	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で も林内でも捕獲調査は厳に慎まなければならない。 コウモリ類の研究者はこの時期にはコウモリ類の捕	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。 コウモリ類の専門家への意見聴取を行った上で、
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で も林内でも捕獲調査は厳に慎まなければならない。 コウモリ類の研究者はこの時期にはコウモリ類の捕 獲やねぐらへの立ち入りを基本的には行わない。コ	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。 コウモリ類の専門家への意見聴取を行った上で、
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で も林内でも捕獲調査は厳に慎まなければならない。 コウモリ類の研究者はこの時期にはコウモリ類の捕 獲やねぐらへの立ち入りを基本的には行わない。コ ウモリ類の出産哺育時期である 6/20~7/31までの間	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。 コウモリ類の専門家への意見聴取を行った上で、
23	てコウモリ類を決して覚醒させないこと。 20. 出産哺育期の捕獲調査は絶対に行わないこと コウモリ類の出産哺育期については、ねぐら内で も林内でも捕獲調査は厳に慎まなければならない。 コウモリ類の研究者はこの時期にはコウモリ類の捕 獲やねぐらへの立ち入りを基本的には行わない。コ	とはございません。また、写真撮影なども含めて冬眠中の個体は覚醒させないようにいたします。 コウモリ類の専門家への意見聴取を行った上で、

24 21. 保全措置に「ライトアップの不使用」という詭弁 を用いないこと

準備書における保全措置には、「回避措置」にも「低減措置」にも「ライトアップの不使用」という詭弁を用いないこと。もとよりライトアップをする計画などないはずだが、計画もないライトアップを持ち出して、あたかもそれを行わないことでコウモリ類への影響を「回避」あるいは「低減」したかのような詭弁を行わないこと。ライトアップを中止したとしても、ブレード回転域を通過するコウモリ類の被害をコウモリ類の被害を回避あるいは軽減する現実的な効果などない。

以上

これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

(意見書 4)

N7	(息見音	
No.	意見の概要	事業者の見解
25	■1. 意見は要約しないこと	英日寺の中房は悪処トファーもノー 人士が問いま
	意見書の内容は、貴社側の判断で要約しないこと。	意見書の内容は要約することなく、全文公開いた
	要約することで貴社の作為が入る恐れがある。	します。
	事業者見解には、意見書を全文公開すること。また	
	同様の理由から、以下に続く意見は「ひとからげ」に	
	回答せず、「それぞれに回答すること」。さらに本意見	
	書の内容について「順番を並び替えること」も認めな	1 2 1
	V'o	
26	■2. 本事業で採用する予定の風力発電機は、カット	一般的な風車は、カットイン風速未満ではフェザ
	イン風速(発電を開始する風速)未満であってもブ	リングによりロータの回転を停止し、ロータは遊転
	レードは回転するのか?との意見に対して事業者は	状態になると考えますが、機種が確定していなかっ
	「現段階では確定に至っておりません」と回答した。	た為、回答を保留させていただきました。現時点でも
	それでは、バットストライクの予測は、「カットイン	採用機種は未定ですが、準備書作成時の機種の選定
	風速未満であってもブレードが回転する」前提で行	状況により検討いたします。
	うこと。	
27	■3. P318 本事業で採用する予定の風力発電機は、弱	一般的な風車は、フェザリングによりロータの回
	風時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に	転を停止することが可能と考えますが、機種が確定
	対して並行にし回転を止めること)を実行できるの	していなかった為、回答を保留させていただきまし
	か?との意見に対して事業者は「現段階では確定に	た。尚、弊社の風力発電所既設機種(11 基)は、カッ
	至っておりません」と回答した。それでは、事業者は	トイン風速以上でもフェザリングが可能です。
	カットイン風速以上でフェザリングできない機種を	
	国内で何基使用しているのか。	
28	■4. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) について	
	ライトアップをしていなくてもバットストライク	これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の
	は発生している。国内で報告されたバットストライ	保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や
	クの事例は以下のものがあった。実際にはスカベン	専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保
	ジャーによる持ち去りや未踏査エリアの存在、調査	全措置を検討いたします。
	者の見落としなどによりさらに大量のコウモリが死	Y
	んでいるものと予測される。これら現状をふまえ、事	
	業者が追加的保全措置を実施しない理由を述べよ。	P 7
	※45 個体(4 種、1~32 個体)、2015,07 までに調べた	
	6事業「風力発電施設でのバットストライク問題」(河	
	合久仁子、ワイルドライフ・フォーラム誌 22(1)、9-	
	11, 2017)	
L-	※ヒナコウモリ 2 個体、アブラコウモリ 1 個体、合	2 1 1 2 1 2
	計3個体、「静岡県西部の風力発電所で見つかったコ	
	ウモリ類2種の死骸について」(重昆達也ほか、東海	
	自然誌(11)、2018)静岡県※ヒナコウモリ3個体「大	· ·
	間風力発電所建設事業環境の保全のための措置等に	
-	係る報告書」(平成30年10月、株式会社ジェイウイ	
	ンド)青森県	
	※コテングコウモリ 1 個体、ヤマコウモリ 2 個体、	
	ハーノマノニノミノエ 四下、ト・ニノミノな 四下、	

ユビナガコウモリ 2 個体、ヒナコウモリ 4 個体 合計 9 個体「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」(平成 31 年 4 月、岩手県)

※コヤマコウモリ 5 個体、ヒナコウモリ 3 個体 合計 8 個体、「(仮称) 上ノ国第二風力発電事業環境影響評価書(公開版)」(平成 31 年 4 月 株式会社ジェイウインド上ノ国) 北海道

※ヒナコウモリ 5 個体、アブラコウモリ 2 個体、ホオヒゲコウモリ属の一種 1 個体、コウモリ類 1 個体合計 9 個体「能代風力発電所リプレース計画に係る環境影響評価準備書」(令和元年 8 月、東北自然エネルギー株式会社) 秋田県

※ヒナコウモリ 4 個体、アブラコウモリ 2 個体、種 不明コウモリ 2 個体、合計 8 個体「横浜町雲雀平風 力発電事業共用に係る事後調査報告書」(令和元年 12 月、よこはま風力発電株式会社) 青森県

※ヤマコウモリ1個体、ヒナコウモリ属1個体 合計2個体「石狩湾新港風力発電所環境影響評価事後調査報告書」(2020年2月、コスモエコパワー株式会社) 北海道

29 **■**5. コウモリ類の保全措置として「稼動制限」を実施して欲しい

国内では、すでに多くの風力発電事業者が、コウモリ類の保全措置としてフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)やカットイン風速(発電を開始する風速)を上げるなどの稼働制限を行うことを表明した。本事業者も必ず実施して頂きたい。

0 ■6. コウモリの保全措置(低減措置)は「カットイン 風速の値を上げること及びフェザリング」が現実的

「コウモリの活動期間中にカットイン風速(発電を開始する風速)の値を上げること及び低風速時にフェザリング(風力発電機のブレードを風に対して並行にし回転を止めること)すること」がバットストライクを低減できる、「科学的に立証された保全措置※」である。よって、必ず実施して頂きたい。これについて、事業者が実施しない理由を述べよ。

Effectiveness of Changing Wind Turbine Cutin Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind
Facilities Final Report, Edward B. Arnett and
Michael Schirmacher. 2010

31 ■7. 環境保全措置は「コウモリを殺す前から実施して ほしい」

本事業者である「株式会社瀬戸ウィンドヒル」並びに委託先の「日本気象協会」は「環境影響を可能な限り回避・提言すべく環境保全措置を実施する」つもりがあるのだろうか?上記のコウモリの保全措置(「カットイン風速の値を上げること及び低風速時のフェザリング」)については、「事業者が実施可能」かつ「最新の知見に基づいた」コウモリ類への環境保全措置である。よって「コウモリを殺す前」、すなわち「施設の稼働開始時かち」必ず実施して頂きたい。

32 ■8. フェザリングの閾値は主観で決めないこと

本事業者は、今後コウモリ類の保全措置としてカットイン風速御南の風速時にのみ保全措置(フェザーモード)を行うかもしれない。

しかし、その場合、コウモリ類の保全措置の閾値(コウモリ類保全にとって最も重要な論点)は「カットイン風速」ということになるが、事業者が閾値を「カットイン風速」と決定した科学的根拠を述べないかぎり、それ

これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

音声モニタリング調査はこれから実施しますが、 得られた結果を踏まえ、最新の国内の研究成果や専 門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全 措置を検討いたします。 は事業者の「主観」に過ぎないことを先に指摘しておく.

コウモリ類の保全措置の閾値は、事業者が恣意的(主観的)に決めるべきではない。なぜなら、仮に保全措置を「主観で決めることが可能」、とすれば、アセス手続きにおいて科学的根拠、つまり「音声モニタリング調査の結果」を踏まえ、専門家との協議により「フェザーモードの閾値」を決めること。

33 ■9. 環境保全措置の実施時期について

保全措置は「事後調査でコウモリが死んだのを確認してから検討する」のではなく、「コウモリを殺す前」から実施することが重要であると思うが、これについて、事業者が事後調査前から保全措置を検討・実施しない理由を述べよ。

現地調査を実施し、その結果を踏まえて、必要に応じて環境保全措置を講じ、その上で予測・評価します。

34 ■10.「事後調査」は信用できない

理由

- ①事後調査結果について住民は意見書を出せない。
- ②事後調査結果を公正に審査する第三者委員がいない。
- ③事業者側が擁立する専門家は事業者の理会社関係者 である可能性が高いので信用できない。
- ④仮に事後調査でコウモリの死骸が確認されても、事業者が追加の保全措置をする義務がなく、罰則もない。
- ①~④から、「事後調査」は信用できない。

「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月)によれば、事後調査の考え方は以下のとおり記載されています。事後調査は国の審査を受け、該当するものについてはきちんと事後調査を実施してその結果を報告する必要があるものと真摯に受け止めております。

(3) 事後調査の考え方

事後調査については、発電所アセス省令第31条第 1項第1号~第4号に該当する場合には、事後調査 を実施することとなる。

- 一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合
- 二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講 ずる場合
- 三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始 後において環境保全措置の内容をより詳細な ものにする場合
- 四 代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置 による効果の不確実性の程度及び当該代償措 置に係る知見の充実の程度により、事後調査が 必要であると認められる場合

35 ■11.「影響が小さい」と「影響が極めて小さい」の違 いについて

バットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」の違いは何か。具体的数値(死亡個体数)及び根拠を述べよ。

■12.「予測の不確実性」の定義及び基準について 「予測の不確実性」について定義及び具体的基準を 述べよ。 本図書にはバットストライクについて「影響がある」、「影響が小さい」、「影響が極めて小さい」という記載はございません。

「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済 産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月) によれば、事後調査を行わなければならない場合の 考え方として以下のとおり記載されています。下記 に該当する場合は事後調査が必要と考えておりま す。

1) 事後調査を行わなければならない場合の考え方 事後調査については、発電所アセス省令第31条第 1項第1号~第4号に該当する場合には、事後調査 を実施することとなる。

第1号の「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントの実績等から、未だ予測の手法が確立されておらず、予測の結果と実際の結果に大きな差が生じるおそれがあると思われる場合で、具体

(表は次ページに続く)

例としては、動物、植物及び生態系に対し環境保全措置を講じる場合等が考えられる。

第2号の「効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合」とは、過去の環境アセスメントにおいて環境保全措置として行われた例が少なく、環境保全措置の効果が十分に検証されていない環境保全措置を講じる場合で、具体例としては、実施例の少ない生物の移植等が考えられる。

第3号の「工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合」とは、環境影響評価の実施段階で想定した環境保全措置の内容について、工事の実施及び供用開始後の状況を踏まえ、それをより詳細なものにすることを想定している。

第4号の「代償措置を講ずる場合であって、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度により、事後調査が必要であると認められる場合」とは、効果が十分に検証されていない代償措置を講じる場合や代償措置の知見が少ない場合等、事後調査を通じて代替措置の効果を把握する必要がある場合等が考えられる。

■13.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは、発電所アセス省令に反する行為で「不適切」

37

国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「予測に不確実性が伴うこと」を根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)しない事業者が散見される。

「予測に不確実性を伴う」としても、それは「保全措置を検討しなくてよい」根拠にはならない。なぜならアセス省令によれば「影響がない」及び「影響が極めて小さい」と判断される以外は環境保全措置を検討すること、になっているからだ。

38 ■14.「予測の不確実性」を根拠に保全措置を実施しないのは「不適切」2

国内の風力発電機施設において、バットストライクが多数生じ、コウモリ類へ悪影響が生じている。しかし国内の風発事業者の中に「影響の程度(死亡する数)が確実に予測できない」ことを根拠に、適切な保全措置を実施(検討さえ)せず、事後調査に保全措置を先送りする事業者が散見される。 定性的予測であれば、国内外の風力発電施設においてバットストライクが多数発生しており、『コウモリ類への影響はない』『コウモリ類への影響は極めて小さい』とは言い切れない。アセス省令による「環境保全措置を検討する」段階にすでに入っている。

よって、本事業者らの課願は、「死亡するコウモリの数」を「いかに不確実性を伴わずに正確に予測するか」ではなく、「いかにコウモリ類への影響を回避・低減するか」である。そのため調査を「準備書までに」実施して頂きたい。

■15.「回避」と「低減」の言葉の定義について 事業者らは『「影響の回避」と「影響の低減」につい て定義を延べよ』という住民等意見に対して、

回避:行為(環境影響要因となる事業における行為)の全体または一部を実行しないことにより影響を回避する(発生させない)こと。重大な影響が予想される環境要素から影響要因を遠ざけることによって影響を発生させないことも回避といえる。

現地調査結果を元に予測した結果によっては保全措置を講じることが必要と考えております。また、No. 36 に記載しましたとおり、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合については事後調査を実施し、環境保全措置の効果を確認することが必要と考えております。

現地調査結果を元に予測した結果によっては保全措置を講じることが必要と考えております。また、No. 36 に記載しましたとおり、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合については事後調査を実施し、環境保全措置の効果を確認することが必要と考えております。

本図書においては「ライトアップを実行しない」 ことについて言及しておりませんが、これから実施 する現地調査結果を踏まえ、海外の保全措置の事例 も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒ アリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討い たします。

(表は次ページに続く)

低減:何らかの手段で影響要因又は影響の発現を最 小限に抑えること、又は、発現した影響を何らかの手 段で修復する措置。 と回答をした。事業者回答によれば「ライトアップを 実行しない」ことは影響の『回避』措置であり、『低 減』措置ではないが、見解を述べよ。 40 ■16. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライク これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の は発生している。 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や これについて事業者は「ライトアップアップをし 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 ないことにより影響はある程度低減できると思う」 全措置を検討いたします。 などと主張すると思うが、「ある程度は低減できると 思う」という主張は事業者の主観に過ぎない。 ■17. 回避措置 (ライトアップアップの不使用) について ライトアップをしていなくてもバットストライク これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の は発生している。これは事実だ。ライトアップは昆虫 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 類を誘引するが、だからといって「ライトアップをし 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 ないこと」により「コウモリ類の誘引を完全に『回 全措置を検討いたします。 避』」できるわけではない。完全に『回避』できない のでバットストライクという事象、つまり「影響」が 発生している。アセスメントでは影響が『回避』でき なければ『低減』するのが決まりである。よって、コ ウモリ類について影響の『低減』措置を追加する必要 があるが、事業者の見解を述べよ。 42 ■18: コウモリ類の保全措置(回避)について 樹林から 200m 以内に設置した風力発電機は、樹林 ご指摘いただいた知見を参考に現地調査結果等を 性コウモリがバットストライクに遭遇するリスクが 踏まえ、コウモリ類やその他項目における環境影響 高くなる。国内では「林内を飛ぶから影響がない」と を総合的に考え合わせ、風力発電機等の配置計画等 されてきたコテングコウモリが死んでいる※。事業 を検討いたします。 者は『風力発電機は樹林から 200m 以上離して設置す ること』という住民等意見に対して、「バットストラ イクに係るリスクについては現地調査結果や専門家 からの意見を踏まえて適切に予測します。その結果 を踏まえ必要に応じて環境保全措置を検討します」 と回答した。しかし「適切に予測し、環境保全を検討 する」のは自明である。住民等意見は「風力発電機は 樹林から 200m 以上離して設置すること」を要望して いるが、事業者らはその要望を無視し論点をすりか えた。事業者らは住民等意見を軽視しており、その姿 勢は「適切とは言えない」。 ※「高森高原風力発電事業 環境影響評価報告書」 (平成31年4月、岩手県) ■19.「ライトアップをしないことによりバットスト ライクを低減できる」とは書いていない 「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のため これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の の手引」には「ライトアップをしないことによりバッ 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や トストライクを低減できる」とは書いていない。同手 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 引きの P3-110~111 には「カットイン風速をあげる 全措置を検討いたします。 ことで、衝突リスクを低下させることができる」と書 いてある。研究で「カットインをあげること」がバッ トストライクを低減する効果があることが「すでに」 判明している。(Effectiveness of Changing Wind Turbine Cut-in Speed to Reduce Bat Fatalities at Wind Facilities Final Report, Edward B. Arnett and Michael Schirmacher. 2010) ■20. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前 から」実施すること 上記について事業者は、「国内におけるコウモリの これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の

(表は次ページに続く)

保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や

保全事例数が少ないので、(カットイン風速の値を上

げる) 保全措置は実施しない(事後調査の後まで先延 ばしにする)」といった回答をするかもしれないが、 環境保全措置は安全側にとること。

保全措置は「コウモリを殺すまで」後回しにせず、 「コウモリを殺す前」から実施することが重要であ

専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。また、環境保全措置は安全 側で検討いたします。

■21. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前 45 から」実施すること2

そもそも「コウモリに影響があることを知りなが ら適切な保全措置をとらない」のは、未必の故意、つ まり「故意にコウモリを殺すこと」に等しいことを先 に指摘しておく。仮に「適切な保全措置を実施しない でコウモリを殺してよい」と主張するならば、自身の 企業倫理及び法的根拠を必ず述べるように、

これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

■22. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前 46 から」実施すること3

今後、事業者は「バットストライクの予測には不確 実性が伴うので、事後調査を行い、保全措置を検討す る」などの主張をするかもしれない。

この「バットストライクの予測には不確実性が伴 うので、事後調査を行い、保全措置を検討する」とい う主張には、「予測に不確実性が伴う場合は、適切な 保全措置を先のばしにしてもよい」という前提が隠 れている。しかし発電所アセス省令に「予測に不確実 性が伴う場合は、適切な保全措置を先延ばしにして もよい」という記載はない。これについて、事業者の 見解とその理由を「丁寧に」述べよ。

現地調査結果を元に予測した結果によっては保全 措置を講じることが必要と考えております。また、 No. 36 に記載しましたとおり、予測の不確実性の程度 が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場 合については事後調査を実施し、環境保全措置の効 果を確認することが必要と考えております。

■23. コウモリ類の保全措置を「コウモリを殺す前 47 から」実施すること4

今後、事業者は「国内においてコウモリ類の衝突実 態は不明な点も多く、保全措置についても検討され 始めた段階だ。よって事後調査を行い、保全措置を検 討する」などの主張をするかもしれない。

国内では2010年からバットストライクが確認され ており(環境省自然環境局野生生物課、2010、風力発 電施設バードストライク防止策実証業務報告書)、

「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための 手引き (環境省、2011)」にもコウモリ類の保全措置 が記載されている。「コウモリの保全措置が検討され 始めた」のは最近の出来事ではない。また、仮に「国 内で保全措置が検討され始めた」からといって、それ が「国内の風発事業者が適切な保全措置を先のばし にしてよい」という根拠にはならないことを先に指 摘しておく。事業者の見解とその理由を「丁寧に」述 べよ。

現地調査結果を元に予測した結果によっては保全 措置を講じることが必要と考えております。海外の 保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や 専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保 全措置を検討いたします。

■24. バットディテクターによる調査時間について

バットディテクターによる音声モニタリング時間 の記載がない。日没1時間前から、日の出1時間後 まで録音すること。

準備書においては、バットディテクターによる音 声モニタリング時間を記載します。また、日没1時 間前から、日の出1時間後まで録音いたします。

■25. バットディテクターによる調査について

バットディテクターの探知距離は短く、地上から では高空、つまりブレードの回転範囲の音声はほと んど探知できない。よって準備書には使用するバッ トディテクターの探知距離とマイクの設置方向(上 向きか下向きか)を記載すること。

なお「仕様に書いていない(ので分からない)」な どと回答する事業者がいたが、バットディテクター の探知距離は影響予測をする上で重要である。わか らなければ自分でテストして調べること。

音声モニタリング調査は風況観測塔に設置して 実施する予定です。準備書においては、バットディテ クターの探知距離とマイクの設置方向について記載 いたします。

50 ■26. 重要種以外のコウモリ類について

事業者は重要種以外のコウモリについて影響予測 や保全をしないようだが、「重要種以外のコウモリは 死んでも構わない」と思っているのか?日本の法律 ではコウモリを殺すことは禁じられているはずだ が、本事業者は「重要種以外のコウモリ」について、 保全措置をとらずに殺すつもりか? コウモリ類の衝突リスクに対する予測は、音声モニタリング調査の結果を元に行います。「改訂・発電所に係る環境影響評価の手引」(経済産業省産業保安グループ電力安全課、令和2年3月)によれば、コウモリ類の予測対象は重要種を対象とすることとなっておりますが、重要種が含まれる周波数帯ごととがループ分けして予測する予定です。これから実施する現地調査結果を踏まえ、海外の保全措置の事例も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討いたします。

51 ■27. バットストライクの予測は定量的に行うこと 事業者が行う「音声モニタリング調査(自動録音バットディテクターによる調査)」は定量調査であり

事業者が行り「肯声モニタリンク調査(目動録音パットディテクターによる調査)」は定量調査であり、予測手法(解析ソフト)もすでに実在する(例えば「WINDBAT」 http://www.windbat.techfak.fau.de/index.shtml)等。また、バードストライクの予測手法も応用可能だ。

よって、バットストライクの予測を「定量的」に行うこと。

ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切 にバットストライクの予測を実施できるよう検討いたします。

52 ■28.「バットストライクに係る予測手法」について 経済産業大臣に技術的な助言を求めること

「既に得られている最新の科学的知見」によれば、バットストライクに係る調査・予測手法は欧米本では確立されている技術である。しかしながら日本のでは、ブレード回転範囲におけるコウモリ類の専門家」の各地で行われながらも、「当該項目について合理的なアドバイスを行えるコウモリ類の専門家」のの専門家は少なく、適切な調査・予測及び評価を行えないウェリングするコウモリ類の専門家について、値に「地域のコウモリ相にのいて精通」していたとしても、「バットストライクできるとは限らない。また、残念ながら国内においてつるとは限らない。また、残念ながら国内においていない。

よって、仮に事業者が「国内ではバットストライクの予測について標準化された手法は公表されていない」、「国内ではコウモリ類の定量的予測は困難」と主張する場合は、環境影響評価法第十一条第2項に従い、経済産業大臣に対し、「バットストライクに係る予測手法」について「技術的な助言を記載した書面」の交付を求めること。

方法書に記載した調査・予測及び評価の手法は、発電所アセス省令※に示される選定の指針等に基づき検討し、コウモリ類の専門家の意見を踏まえ決定しています。これらについては、今後、ご意見等を踏まえつつ、経済産業大臣によって審査され、手法等について必要な勧告がなされます。

以上の方法書の審査結果を踏まえて、環境影響評価の項目等の選定を行うこととなりますが、その際、必要であると認める場合には、環境影響評価法第十一条第2項に従い、技術的な助言を求めます。

※発電所アセス省令:発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成十年通商産業省令第五十四号)

■29.月2回程度の死骸探索調査など信用できない

53

コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている*。仮に月2回程度の事後調査で「コウモリは見つからなかった」などと主張しても、信用できない。

*平成28年度~平成29年度成果報告書 風力発電等 導入支援事業 環境アセスメント調査早期実施実証 事業環境アセスメント迅速化研究開発事業 (既設風 力発電施設等における環境影響実態把握 I 報告書) P213. NEDO, 2018. ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切に実施できるよう検討いたします。

54 ■30. 死骸探索調査は徹底的に実施すること

コウモリの死骸はスカベンジャーに持ち去られて3日程度で消失することが明らかとなっている。よってコウモリ類の死骸探索調査は、毎週1回以上の頻度で4月から11月まで徹底的に実施すること。

ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切に実施できるよう検討いたします。

55 ■31. コウモリ類の衝突実態調査はナセルに自動録 音バットディテクターを設置すること

コウモリの衝突実態調査は、ヨーロッパのガイドライン※に準拠し「コウモリの活動量」、「気象条件」、「死亡数」を調べること。コウモリの活動量と気象条件は、死亡の原因を分析する上で必要である。「コウモリの活動量」を調べるため、ナセルに自動録音バットディテクターを設置し、日没 1 時間前から日の出1時間後まで毎日自動録音を行い、同時に風速と天候を記録すること。

※「風力発電事業におけるコウモリ類への配慮のためのガイドライン 2014 年版 "Guide lines for consideration of bats in wind farm projects Revision 2014" EUROBATS Publication Series No.6」, (https://www.eurobats.org/sites/default/files/documents/news/Publication_No_6_Japanes a_ndf)

ご教示いただいた事項も参考に、最新の国内の研究成果や専門家からのヒアリング等を踏まえ、適切にバットストライクの予測を実施できるよう検討いたします。

(意見書 5)

No.	意見の概要	事業者の見解
56	建替え後の予測ですが騒音が、最大値が 38~44dB	建替え後の風力発電機の将来予測は、風力発電機
	と、なっていますが、どの様な状況下で計測をされた	のパワーレベルは定格風速付近の最大パワーレベル
	のか、騒音が上る事は、ないのか?	を設定したうえ、すべての風力発電機が稼働する条
	其の他に低周波等の影響は、ないのか?	件で実施いたしました。また、騒音の伝搬は一年を通
	7	して最も騒音が伝搬しやすい気象条件、地表面によ
	*	る影響に関しても、最も騒音が伝搬しやすい条件を
		設定して風力発電機からの寄与値を算出しておりま
		す。
		上記の予測結果と周辺の既設風力発電機の寄与値
э.		┃をエネルギー合成して累積的影響を算出した予測結 ┃
		果が 38~44 デシベルとなります。
		風力発電機のパワーレベルは、最大値を与えてお
		り、伝搬条件も最も伝搬しやすい条件としておりま
		すので、ハブ高さや風車の機種に変更がない限り、建
		┃ 替え後の風力発電機の寄与値がこれ以上大きくなる ┃
	* 1	ことは基本的にないと考えております。
		低周波音の影響に関しては、「風力発電機施設から
		発生する騒音に関する指針」(環境省、平成 29 年)
		によると、『風力発電機から発生する超低周波音につ
	1	いては、人間の知覚閾値を下回ること、他の騒音源と
1	4	比べても低周波音領域の卓越は見られず、健康影響
		との明らかな関連を示す知見は確認されなかった』
		と記載されております。
1		しかしながら、今後の手続きにおいて、20Hz 以上
	Y	の低周波音も含めた騒音の現地調査、予測及び評価
		を実施し、影響の程度を把握いたします。

〇日刊新聞紙及び県報による公告

愛媛新聞(令和2年4月24日(金)付)

四三 七 五 は、同法第七条の二第四項の規定を踏まえて、方法書説明会型コロナウィルスの感染拡大防止が求められる現在の状況替え事業 環境影響評価方法書」を縦覧いたします。なお、新「環境影響評価法」に基づき、「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建 おいて資料を回覧し、方法書の記載事項を周知いたします。を開催する事ができませんが、縦覧期間中に、関係地域内に 、事業者の名称 代表者の氏名 種類 種類 種類 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範対象事業実施区域 愛媛県西宇和郡伊方町 縦覧の場所・時間 問い合わせ先 意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由環境影響評価方法書について、環境の保全の見地からのご意見書の提出 までに問い合わせ先へ郵送ください。(当日消印有効)。 株式会社 瀬戸ウィンドヒル 意見書箱にご投函くださるか、令和二年六月十五日(月) を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けております エニニ〇一八四〇一 子 匹 期縦 間覧 愛媛県県民環境部環境局環境政策課 令和二年五月二十九日(金)まで令和二年四月二十四日(金)から http://www.seto-windhill.co.jp/ ※いずれも、土・日・祝日を除く開庁時 愛媛県西宇和郡伊方町 発電設備出力:最大一万六千八百キロワット 愛媛県西宇和郡伊方町三机乙四三六七番地六 代表取締役 松田 裕士株式会社 瀬戸ウィンドヒル 町役場 本庁舎、瀬戸支所、三崎支所 風力発電所設置事業 基数:三~四基 (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 三菱重工横浜ビルニ十一階 神奈川県横浜市西区みなとみらい (担当)森、 小間 囲 伊方

令和2年4月24日

爱越県公營企業管理者 山 口 真 可

建意契約に係る物品等の 名称及び数量	契約に関する事務を 担当する推奨の名称 投び所有地	健康契約の相手方 を決定した日	発療契約の相手方の氏 名及び任所	是會公的に任る 公的企業	競量契約にした延回
要様見立物院統合医療情報 システム(今治療院分) 高	愛媛馬公宮企業情理局 総裁議 愛媛県松山市 - 神町四 丁日本神地 2	○ 令和2年3月27日	京士通グループ 代表示等。富士通権式会 社協市支持 松川市末代町13番地	9,534,596(1 (HM)	地方公共団体の物品等又は特定役 高の順弾手動の特別を定める政合 「平成7年政令監定2号)専日条 第1項の規定による

警察本部告示

〇曾經經警察本部告示第1号

爱威泉個人情報保護条例(平成13年愛媛県条個第41号)第20条第 1項の規定により、主頭による地示網求をすることができる個人情 保を次のとおり定め、告示の日から施行し、愛媛県個人情報保護条 例第27条第1項の規定による回貨による服用請求をすることができ る個人情報(平成18年10月衰減県警察本部告示第2号)は、廃止す

令和2年4月24日

曼姆県警察本部長 薩 原 災 樹

情報の内容 以論等の名称	関小する特許	関示が決を することが できる場場	国示論求を することが できる場所
(国格学院 ラスティック の (国格学院 の (国格学院	得点及び順位	合格発表の 日から1月 関	警戒条整构
意味者(大学や) 作の権力選号	得点及び触符	介格発表の 日から1月 節	整格部警察 理
東外版()(初(4) () () () () () () ()	得自用在metr	合格発表の 日から1月 編	音楽部音楽 ス
實際條何(上級) 作命権者選号	得点及び無位	合格発表の 目から1月 第	皇祖忠皇祖
少年福興 集団任命 権害基礎	得点及影响的	合数資表の 日から1月 間	10000
開放。 (進考集)	総会得点、総合順位計びに 一定の集準に達しない温線 料目名及び検査所目名	合盛発表の 目から1月 蜀	量相的發扬
● 茶瓶 () (建考 版) (利用放験	総合侵力、配合類位すびに 一位の基準に達しない過剰 毎日名及び鉄査班日名	合格見表の 日から1月 第	Pus su
(大) 作用 (大) 用 (大) 作用 (大	総合得点、総合領位もびに 定の基準に達しない出験 科目名及び検査所目名	合格発表の 目から1月 関	を の の の の の の の の の の の の の
新市監督山資幣石 湖南韓子号亞·認 定考查	क्ष	合格発表の 目から1月 関	心透影文语 指導理

袖 報

O公 售

環境影響評価方法書について

環境影響評価法(平成9年6号13日法律第81号)第5条第1項の 規定により、次の対象事業について環境影響評価方法書(以下「方 (法書)という。)を作成したので、同法第7条の規定により、次の とおり公告します。

また、方法書について、環境の保全の昆地からの意見を書面によ り提出することができます。

なお、新型コロナウィルスの感染拡大助止が求められる現在の状 祝は、同法第7条の2第4項の規定に該当し、方法書副将会を地種 することができませんが、総質期間中に、関係地域内において資料 を回覧し、方法書の記載事項を登知します。

令和2年4月24日

株式会社議中ウィンドヒル

代表取締役 松 田 紹 士

- 1 事業者の名称、代表者の仮名及びまたる事務所の所有地
- (1) 名 称 株式会社部パウィンドビル
- (2) 代表者 代表取締役 税间 宿主
- 30 所在她 侧破果西学和部伊方斯三相乙烷67番纳 6
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
- 115 名 特 (仮称) 鎌戸ウィンドビル建替え事業
- [2] 輝 頃 風力発電所の表質の工事の事業 (陸1)
- (3) 規 機 総出力 最大16,800キロワット
- 3 対象事業が実施されるべき区域 要嚴展西宇和部伊方明。
- 4 関係地域の範囲 愛城県西宗和部伊方町
- 5 方法書及び要約書の教覧場所、開閉及び時間
- 117 被整块形

變越県県国境境部環境局環境政治課《愛越県松市市一番町四 1月1届出2)

《伊方町役場》末庁舎 (愛媛嘉西字和部伊方町/萬斯1903番1) 切为時役場。瀨戸支所《愛媛展西字和郡伊方明。本【乙3003番 一地(6)

(伊方町役場 一)韓支南(愛媛展西宇和部伊方町 「韓茂京舊地)

(2) 核极期限

合称2年4月2日1(金)から合和2年5月29日(金)まで (手曜日、日曜日及び「国民の祝日に関する法律」に規定す る休日及び閉げ日は除く)

(3) 裁貨時間

年前8時30分から年後5時15分まで(明片時間に渡する) なお、方法書の電子版は当計ホームページ(http://www.seto windball.co.jp/) において、合和2年4月24日 (金) から合和 2年5月29日(金)まで舞覧いただけます。

- 6 方法書についての意見書の提出提出及び提出先はびに意見書に 記載すべき事項。
- (1) 老田園園

合和2年6月15日(月)まで

121 提出先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなどみらい 1 月 3 番

「菱重(横直ビル21階(「菱重(蓋株式会計風力のナジー部 4(15)

株式会社議戸ウィンドヒル (担当 歳、小問)

Has 045 200 7736

- (1) 提出方法 郵送(当日消印有効) 又は峻野場所に設備された 意見書籍への組織による
- (4) 意見書の記載すべき専項

アー意見書を提出しようとする者の氏名及び自由(法人その語

の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 派の所在地)

- イ 意見書の提出の対象である方法書に配載された対象事業の 名称
- ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により、意見の理由を含めて記載すること。)

正講

OE M

令和2年4月10日付む第95号要通量労働委員会告示第1号(あっせん員秘報者の公示)中

ページ	Pt	所	25	æ
304	表 現職又に 上からこ	地位間	法文学研究科教授	大学院人女社会科学研 汽科教技

令和2年4月24日 発行

○地方公共団体の広報誌によるお知らせ

「広報いかた」(令和2年5月号)とともに折込チラシを配布した。

「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境 影響評価方法書」縦覧のお知らせ

株式会社 瀬戸ウィンドヒルが計画する「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業」の「環境影響評価方法書」について、環境影響評価法に基づき、下記の要領にて縦覧を行います。なお、新型コロナウィルスの感染拡大防止が求められる現在の状況は、同法第七条の二第四項の規定を踏まえて、方法書説明会を開催する事ができませんが、縦覧期間中に、関係地域内において資料を回覧し、方法書の記載事項を周知いたします。

- 事業の種類:風力発電所設置事業(陸上)風力発電設備出力:最大 16.800kW (3.000~4.200kW 程度×3~4 基)
- 対象事業実施区域の位置
 愛媛県西宇和郡伊方町瀬戸地域(せと風の丘パーク内)
- 縦覧書類
 (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書
- 縦覧場所
 - 愛媛県庁 県民環境部 環境政策課
 - 伊方町役場 本庁舎・瀬戸支所・三崎支所
- 電子縦覧 http://www.seto-windhill.co.jp/
- http://www.seto-windhill.co.jp/
- 縦覧期間令和2年4月24日(金) ~ 5月29日(金)(土日祝日を除く開庁時間)
- 意見書受付

環境影響評価方法書について<u>環境の保全の見地からのご意見</u>をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、令和2年6月15日(月)までに以下のいずれかの方法で御提出をお願いいたします。

- 縦覧場所に備え付けの意見書箱への投函※ 意見記入用紙は縦覧場所に設置しています。
- 問い合わせ先(以下)への郵送(当日消印有効)
- 問い合わせ先

株式会社 瀬戸ウィンドヒル

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

三菱重工横浜ビル 21階(三菱重工業(株)風力エナジー部気付)

電話番号: 045-200-7736 担当: 森、小間

〇インターネットによるお知らせ

事業者ホームページ

株式会社 瀬戸ウインドヒル

環境アプローチ 企業情報 発電所情報 ニュース

HOME ニュース一覧 (仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書の縦覧について

ニュース一覧

(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方 法書の縦覧について

当社は、環境影響評価法に基づき、「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書」を2020(令和二)年4月 23日付で経済産業大臣、愛媛県知事、伊方町長へ送付いたしました。

環境影響評価方法書について、以下のとおり縦覧を行います。

1. 方法書の縦覧について

縦覧場所:

愛媛県 県民環境部 環境局 環境政策課、伊方町役場 木庁舎、瀬戸支所、三崎支所

経覧期間:

2020 (令和二) 年4月24日 (金) から2020 (令和二) 年5月29日 (金) まで

※土、日、祝日を除く開庁時。

縱覽方法:

縦覧場所にて、環境影響評価方法書、要約書、お知らせ用紙、ご急見記入用紙及び意見

書箱を設置いたします。

2. インターネットによる縦覧

第5章	配広書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解	方法書 (4.1MB) 🔯
第4章	計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果	方法書 (4.5MB) [5
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況 (社会的状況)	方法書 (6.1MB) [六
第3章	事業実施想定区域及びその周囲の概況(自然的状況)	方法書 (10MB) 🔯
第2章	対象事業の目的及び内容	方法書 (2.7MB) 🛕
表紙と目次及び第1章	事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	方法書(408KB) 人

ニュース一覧

第6章

対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及

び評価の手法

方法書 (11MB) [3

第7章

その他の環境省分で定める事項

第8章

環境影響評価方法書を委託した事業者の名称、代表者の

現現形容計画方法書を安託した事業者の名を 氏名及び主たる事務所の所在地 方法書 (6,6MB)

巻末資料

方法書 (1.3MB) 🕃

要約書

要约吉 (13MB) 📝

(注) Internet Explorerでの閲覧を推奨いたします。ダウンロードして閲覧・印刷することはできません。

3. 意見書の送付について

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご意見欄に意見の埋由を含めてご記入の上、縦覧場所に備え付けの意見書籍にご投函頂くか、以下の当社宛先までご郵送ください。

受付期間

2020 (令和二) 年4月24日 (金) から2020 (令和二) 年6月15日 (月) まで

(郵送の場合は6月15日消印有効)

郵送の場合

宛先:〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 Mビル21階

株式会社瀬戸ウィンドヒル 森、小間 宛

記載事項

(1) 氏名及び住所 (法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主た

る事務所の所在地)

(2) 意見書の提出の対象である方法書の名称(例:瀬戸ウィンドヒル)

(3) 方法書について、環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含め

て記載してください。)

記入用紙

記入用紙 (18KB) 🖟

4. お問合せ先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

Mビル21階

株式会社 瀬戸ウィンドヒル 担当:森、小間

電話番号 045-200-7736 (土・日・祝日を除く、午前10時から午後4時30分まで)

^



ホーム

文字の大きさ 拡大 標準 背景色を変える 白 III p Coope Custom Sea 模型

◆はじめての方へ ◆Foreign language ◆ ●即のしくみ(キッズ) ◆ サイトマップ ◆ 携帯サイト ◆ お問い合わせ

事業者の方へ

観光情報

町政情報

取毎回 トップページ > 組織で探す > 町民課 > 「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ

₱ 印刷用ページを表示する 掲載日:2020年4月24日更新

株式会社 瀬戸ウィンドヒルが計画する「(仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業」の「環境影響評価方法書」 について、環境影響評価法に基づき、下記のPDFファイルのとおり縦覧を行います。

「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」縦覧のお知らせ [PDFファイル/67KB]

問い合わせ先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号

三菱重工横浜ビル21階(三菱重工業(株)風力エナジー部気付)

電話番号:045-200-7736 担当:森、小間

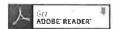
くらしの情報

図このページに関するお問い合わせ先

町民課

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1(庁舎1階) 環境対策室

Tel: (0894)38-2653 Fax: (0894)38-1120



《外部リンク》

PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、Adobe社が提供するAdobe Readerが必要です。 Adobe Readerをお持ちでない方は、バナーのリンク先からダウンロードしてください。(無料)

→ 前のページに戻る

一 このページのトップへ

●リンク・著作権・免責事項 ●個人情報保護 ●アクセシビリティ ● お問い合わせ

伊方町役場(役場への行き方)

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦1993番地1

Tel: 0894-38-0211組織別電話番号一覧 | メールでのお問い合わせはこちら

※開庁時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土曜、日曜、祝日、年末年始は除く)

Copyright @ 2014 The Town of Ikata. All rights reserved.

お知らせ

「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」を次のとおり備え付けておりますので、ご覧ください。

1. 縦覧期間及び時間

令和2年4月24日(金) ~ 令和2年5月29日(金)まで (土・日・祝日を除く開庁時)

2. 閲覧用紙の記入

方法書をご覧になられた方は、恐れ入りますが<u>ご意見の有無にかかわらず、備え付けの</u> <u>用紙に住所・氏名をご記入の上、ご投函ください</u>。

3. 意見書の受付

「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙のご記入欄に意見の理由を含めてご記入の上、意見書箱にご投函頂くか、問合せ先へ郵送下さい。

○受付期間:令和2年4月24日(金)から6月15日(月)まで (郵送の場合は6月15日消印有効)

○問い合わせ先

〒220-8401 神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目3番1号 三菱重工横浜ビル21階(三菱重工業(株)風力エナジー部気付) 電話番号:045-200-7736 担当:森、小間

○記載事項

- ① 氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名 及び主たる事務所の所在地)
- ② 意見書の提出の対象である方法書の名称
- ③ 方法書についての環境の保全の見地からの意見(日本語により意見の理由を含めて記載してください。)

4. 住民説明会について

新型コロナウィルスの感染拡大防止が求められている現在の状況は、環境影響評価法 第七条の二第四項の規定を踏まえて、方法書説明会を開催する事ができませんが、縦覧 期間中に、関係地域内において資料を回覧し、方法書の記載事項を周知いたします。

- ※ 方法書及び要約書は下記 URL でも公表しています。 http://www.seto-windhill.co.jp/
- ※ ご質問等につきましては、職員はお答えできませんのでご了承下さい。

「(仮称) 瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」

閲覧用紙

"住所	1		
26			
ご氏名			
仮称)瀬戸ウィンドヒル建替え事業 環境影響評価方法書」につい	て、環境保全の	り見地から	のご意
持ちの方は、本書に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置	しました意見	書箱にご打	と 函 く
V '。			
恐れ入りますが、閲覧のみの場合は、ご住所・ご氏名のみを	ご記入、ご投	函くださレ	\ <u></u>
	令和2年	月	E
			50
I			